

2020年6月
食品衛生分科会

意見・照会事項

○五十君委員

議題	審議事項①-1 ピジフルメトフェンについて
ご意見・ご質問等	<p>干しぶどうに関して、基準値を設定しない理由につき、欄外で以下のように説明が行われています。</p> <p>“加工食品である「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている”</p> <p>国内加工については、この考え方で問題ないかもしれませんが、外国産のぶどうをその国で加工して、干しぶどうを製品として輸入販売する場合は、この説明が成り立たないように思われます。国内加工が問題ないとすれば、国際基準地をそのまま設定するという考え方もあるのではないのでしょうか。</p>
回答	<p>一般に、干しぶどうなど簡易な加工品を検査する場合は、水分含量を考慮し、水分を補正した試料について、生鮮品と同様の検査を行い、原材料の基準値で判断しています。</p> <p>多種多様な加工食品に個別の基準値を設定することは困難なことから、必要な食品を除いて加工食品には個別の基準値を設定していません。</p> <p>なお、簡易な加工品以外も含む全ての加工食品について、原材料が当該原材料の規格に適合していれば、当該加工食品も規格に適合するものとして取り扱うこととしています。</p>

○藤原委員

議題	<p>審議事項① ピジフルメトフェン（新規の国内登録申請・インポートトレランス申請）</p>
ご意見・ご質問等	<p>残留基準値のうち、レタス（サラダ菜及びちしゃ含む。）とセロリの値が抜きん出て高いんですが、何か理由はございますでしょうか？また、生食の場合でも、この基準値で大丈夫でしょうか？</p>
回答	<p>基準値案は、それぞれの作物に対する農薬の適正な使用方法により実施された残留試験の結果に基づいて作成しています。一般的には、葉菜類は可食部に農薬が使用されるため、根菜類などと比較して残留量が高い傾向があります。また、作物により農薬の使用回数、使用量、使用時期等が異なっており、ピジフルメトフェンについては、当該食品における収穫前期間（農薬の最終使用から収穫までに空けなければならない期間）が他の食品と比較して短いことが、高い残留量の原因の一つと考えられます。</p> <p>また、レタス、セロリ、その他の作物を含めてピジフルメトフェンの当該基準値案における長期暴露評価及び短期暴露評価を実施しています。長期的な平均摂取量を国民全体、幼小児、妊婦及び高齢者の4つの区分で推定し、それぞれの区分においてADIを十分に下回っていることを確認（最もADI比の大きい幼小児で32.5%）しているとともに、短期的な最大摂取量も推定し、ARfDを下回っていることを確認しています（最もARfD比の大きい食品は幼小児のほうれんそうで60%）。これらから、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて人の健康を損なうおそれのないよう残留基準値案を作成しています。</p>
議題	<p>報告事項① ピリミジフェン（農林水産省からの依頼に基づく基準値の改正）</p>
ご意見・ご質問等	<p>現行の基準値と基準値案を比較すると、キャベツ・その他スパイスは基準が緩和されているのですが、理由は何でしょうか？また、新たな評価は必要ないでしょうか？</p>
回答	<p>キャベツ・その他のスパイス（みかんの果皮）については、新たな分析法による作物残留試験成績とともに農林水産省から基準値設定依頼があったため、今回提出された試験成績に基づいて基準値案を設定しました。</p> <p>また、今回の基準値設定にあたって食品安全委員会による食品健康影響評価が実施され、当該評価に基づき暴露評価を行っており、人の健康を損なうおそれのない残留基準値案であることを確認しています。</p>
議題	<p>文書による報告事項① オキサチアピプロリン（インポートトレランス申請）</p>
ご意見・ご質問等	<p>現行の基準値と基準値案を比較すると、白菜・ぶどうは基準が緩和されているのですが、理由は何でしょうか？また、新たな評価は必要ないでしょうか？</p>

回答	<p>当該農薬について、前回の基準値改正以降に、はくさい及びぶどう等の食品に国際基準の設定が行われたことから、今回当該食品の基準値案は国際基準を採用した案としています。</p> <p>また、今回の基準値設定にあたって食品安全委員会による食品健康影響評価が実施され、当該評価に基づき暴露評価を行っており、人の健康を損なうおそれのない残留基準値案であることを確認しています。</p>
----	---

○松崎委員

<p>議題</p>	<p>① ほうれん草 レタスの農薬残留基準について ② ピジフルメトフェンの半減期について</p>
<p>ご意見・ご質問等</p>	<p>① 食品中の農薬等の残留基準の設定について ピジフルメトフェン オキサチアピプロリンにおいてほうれん草、レタスなどの葉物野菜残留基準が他の食品に比べて高くなっています。この値でも「安全」と考えられると理解してよいのでしょうか？ また、葉物野菜の残留が他の食品に比べて高くなりやすいたしたら、メフェントリフルコナゾールの基準値は設定されていない理由はあるのでしょうか？</p> <p>② ピジフルメトフェンの水中光分解試験の結果、暗所の分解がほとんどみられない・・・とあります。地球環境に与える影響はないのでしょうか？</p> <p>知識不足による疑問もあるかもしれませんが お教えいただければと思います よろしく願いいたします</p>
	<p>① 基準値案は、それぞれの作物に対する農薬の適正な使用方法により実施された残留試験の結果に基づいて作成しています。一般的には、葉菜類は可食部に農薬が使用されるため、根菜類などと比較して残留量が高い傾向があります。また、作物により農薬の使用回数、使用量、使用時期等が異なっており、ピジフルメトフェン及びオキサチアピプロリンについては、当該食品における収穫前期間（農薬の最終使用から収穫までに空けなければならない期間）が他の食品と比較して短いことが、高い残留量の原因の一つと考えられます。メフェントリフルコナゾールについては、国内において登録がなく、また、当該食品に対して、国際的な基準や、主要国において基準値が設定されておらず農薬の使用が想定されていないため、基準値案を設定していません。</p> <p>また、ほうれん草、レタス、その他の作物を含めてそれぞれの農薬の当該基準値案における長期暴露評価及び短期暴露評価を実施しています。長期的な平均摂取量を国民全体、幼小児、妊婦及び高齢者の4つの区分で推定し、それぞれの区分においてADIを十分に下回っていることを確認（ピジフルメトフェンでは、最もADI比の大きい幼小児で32.5%、オキサチアピプロリンでは幼小児で0.8%）しているとともに、短期的な最大摂取量も推定し、ARfDを下回っていることを確認しています（ピジフルメトフェンでは、最もARfD比の大きい食品は幼小児のほうれん草で60%、オキサチアピプロリンでは、食品安全委員会の評価において、急性の毒性影響が認められなかったことからARfDは設定の必要なしと評価されているため実施していない）。これらから、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて人の健康を損なうおそれのないよう残留基準値案を作成しています。</p> <p>② 水中光分解試験は、水中光分解性のある被験物質の水中での光による分解に関して、その主要な分解経路及び分解生成物等の情報を得ることを目的とした試験であり、その他にも土壌中運命試験、土壌残留試験等や、水産動植物に対する影響や水質汚濁の観点も含めて、環境影響等について総合的に判断されるものと考えています。</p> <p>今回、水産動植物への影響及び水質汚濁に係るリスク評価が環境省において行われており、農薬登録を認める基準を定めるとともに、農薬が適正に使用される範囲において公共用水域における環境中予測濃度がこれらの基準を超えないことを確認しています。</p>